

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進のあり方

項目	論点まとめ
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標	
住宅確保要配慮者の範囲	<p>1 法令で規定 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、生活困窮者、矯正施設退所者</p> <p>2 その他 ニーズ、住居実態を考慮し、広く対象とする。</p> <p>① 国の「基本方針（告示）」で例示されているものを対象とする。 海外引き揚げ者、新婚世帯、原始爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な支援を行う者</p> <p>② その他、府として配慮すべき者 「子育て環境日本一」に向け、まず妊婦を対象とするとともに、その他の属性も継続的にその実情に注目</p>
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標	住生活基本計画や公営住宅等長寿命化計画と整合し、計画策定の段階でできるだけ定量的に定める。
目標を達成するために必要な事項	
住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定住促進、地域活性化等、地域のまちづくりの視点 ・ 福祉施設の併設による周辺地域の居住環境の向上 ・ 公営以外の公的賃貸住宅において、多様な世代によるミクストコミュニティの実現 ・ 管理の適正化や入居制度の柔軟な運用 ・ 子育て世帯が利用しやすいような整備 ・ 増加が見込まれる単身高齢者世帯の受け皿としての役割、入居後の支援など
住宅確保要配慮者の範囲の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震性などを適切に備えた民間賃貸住宅の安定供給のための取組 ・ 居住支援協議会の活用など、入居希望者とのマッチングを促進する情報提供窓口の充実 ・ 居住支援法人のスキルアップと役割の強化・明確化 ・ 高齢者入居サポーターの活用など、「セーフティネット住宅」登録促進に向けた啓発の強化 ・ 多様な属性の要配慮者に対する個々の実情に応じた入居支援 ・ 多世代同居・近居も含めた多様な選択ができる市場の環境整備
登録住宅の面積基準の強化・緩和	規模基準の強化または緩和は行わない。 ただし、単身者の住宅については、今後その実態も見極め、基準緩和の検討も必要
住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項	要配慮者が居住する賃貸住宅の耐震性能不足などに対し、補強や住み替えへの啓発と支援